

平成 28 年度第 1 回

北海道青少年健全育成審議会

議 事 録

日 時：平成 28 年 10 月 6 日（木）午後 1 時 30 分開会

場 所：北海道庁別館 10 階 北海道労働委員会会議室

1 開 会

○事務局（宮岡青少年担当課長） 皆様、本日はお忙しいなかご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。まだお一人お見えになっておりませんが、定刻となりましたので、ただいまから、平成28年度第1回北海道青少年健全育成審議会を開催させていただきます。私は、環境生活部くらし安全局道民生活課で青少年担当課長をさせていただいております宮岡と申します。議事に入りますまで、進行を務めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。それでは、開会にあたりまして、環境生活部くらし安全局長の成田祥介から、ご挨拶を申し上げます。

2 挨 拶

○事務局（成田くらし安全局長） 北海道環境生活部くらし安全局長の成田でございます。本年4月に前任の佐藤に代わり、局長を務めることになりました。今後ともどうぞよろしくお願いいたします。開会に当たりまして、一言、ご挨拶申し上げます。委員の皆様には、時節柄なにかとご多忙のところ、本審議会にご出席をいただき、感謝申し上げます。また、日ごろより、青少年の健全育成につきまして、格別のご理解とご協力を賜っていることに対し、厚くお礼を申し上げます。さて、本日は、今年度最初の審議会でございますので、昨年度の「北海道青少年健全育成条例の取組」や「少年非行等の状況」等のご報告をはじめ、条例に基づき青少年の健全な育成に関する施策の推進を図るために策定している「北海道青少年健全育成基本計画（通称：どさんこユースプラン）」の今年度の推進状況等をご報告させていただくほか、昨年度の審議会から、これまで複数回にわたり皆様からご意見等をいただいております道政への若者の意見の聴取と反映について、本日は、本年度の取組方策を皆様にご報告し、ご意見等を頂戴したいと考えております。委員の皆様におかれましては、それぞれのお立場から、是非、忌憚のないご意見をいただき、北海道の青少年の健全育成にお力添えを賜りますようお願い申し上げまして、ご挨拶とさせていただきます。本日は、どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局（宮岡青少年担当課長） 当審議会は、本年度第1回目ということですが、前回の開催後、委員の方が、1名交代されましたこと、また、事務局も4月の人事異動で若干入れ替わりましたので、はじめに、自己紹介の場を設けさせていただきます。まず、事務局から自己紹介をさせていただきます。

○事務局（佐藤主幹） 佐藤でございます。どうぞ、よろしくお願いいたします。

○事務局（坂口主幹） 坂口でございます。この4月より北海道警察から参りました。どうぞ、よろしくお願いいたします。

○事務局（宮岡青少年担当課長） 次に、このたび北海道市長会の伊東様が委員に就任されましたので、一言、自己紹介をお願いしたいと思います。それでは、伊東委員をお願いいたします。

○伊東委員 北海道市長会で次長を務めております、伊東と申します。私の出身は旭川で3年前に縁があって北海道市長会に参りました。市役所に34年勤めたのですが、そのなかで、ここに関わる教育委員会に3年程度勤めまして、青少年のために関わっている部局の友人もおりました。そういう縁もあってここに来られたのかなという思いでございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局（宮岡青少年担当課長） ありがとうございます。なお、局長の成田でございますが、この後、次の公務がございますので、ここで退席させていただきます。

○事務局（成田くらし安全局長） それでは、失礼させていただきます。よろしくお願いいたします。

3 議 事

○事務局（宮岡担当課長） それでは、会議の方に移らせていただきます。始めに、会議の成立について、ご報告いたします。北海道青少年健全育成条例第 50 条第 2 項の規定により、「審議会は、委員の 2 分の 1 以上が出席しなければ、会議を開くことができない。」とされているところですが、本日は、まだお一人お見えになっておりませんが、委員定数 15 名のうち 14 名の出席をいただいておりますことから、本会議は成立していることをご報告いたします。また、本日は、オブザーバーとして青少年行政を推進するために道庁内に設置している青少年健全育成推進本部の各部の幹事も出席しておりますことを、併せてご報告いたします。次に、配付資料の確認をさせていただきます。お手元に、資料 1 から資料 5（参考）までを配付しております。足りない資料は、ございませんでしょうか。次に本日の日程ですが本日の会議終了は、午後 3 時を目途としております。今後の進行に、ご協力よろしくお願いいたします。それでは、議事に入ります。以後の進行は、寺島会長によろしくお願いいたします。

○寺島会長 はい、寺島でございます。皆様、どうぞよろしくお願いいたします。いま、宮岡課長から説明がありましたが、資料 1 から 5 まで、資料がございますが、その前に 3 枚の書類がついております。一番上が平成 28 年度第 1 回北海道青少年健全育成審議会としまして、本日の次第となっております。「1 開会」、「2 あいさつ」が終わりましたので、それでは、早速、次第にあります「3 議事」の「(1)報告事項」のうち、「ア 平成 27 年度北海道青少年健全育成条例の取組について」、事務局から説明をお願いします。

○事務局（伊藤主査） はい、青少年グループの伊藤と申します。どうぞよろしくお願いいたします。平成 27 年度北海道青少年健全育成条例の取組について、説明させていただきます。資料 1 をご覧ください。北海道青少年健全育成条例では、「青少年を取り巻く社会環境の整備を促進することや、青少年の健全な育成を阻害するおそれのある行為を防止すること」を施策の基本方針の一つに掲げており、これに基づき、有害環境の浄化に係る取組を行っているところです。資料 1 につきましては、その取組状況をまとめたものになります。

まず、「1」の「有害興行（映画）の指定」についてですが、条例では、その内容が著しく粗暴性を助長し、性的感情を刺激し、又は道義心を傷つけるもの等、青少年の健全な育成を害するおそれがあると認められる場合は、「有害興行」として指定し、青少年の観覧を禁止することが出来ることとなっております。道では、映画倫理委員会いわゆる映倫が R18 として指定した映画について、有害興行とすることとしており、この理由は、映倫の R18 指定基準と条例の認定基準がほぼ一致することを理由としております。昨年度は、72 本の映画を緊急指定しております。

次に、「2」の「有害図書類の指定」についてでございます。雑誌や書籍につきましても、映画と同様に、青少年の健全な育成を害するおそれがあると認められるものについて、有害図書類として指定し、青少年への販売等を禁止しております。指定につきましては、北海道青少年健全育成審議会社会環境整備部会への諮問という手続を経て指定しており、平成 27 年度は、主として犯罪や薬物の使用を助長するような合計 23 冊の図書を有害図書として指定しております。

続きまして、「3」の「図書類自動販売機等の設置届出」でございますが、現在、把握している台数は 69 台であります。この中で実際に稼働している自動販売機はなく、届出だけが生きている状態となっております。

最後に、「4」の「立入調査」実施状況ですが、私ども本庁及び 14 の振興局の関係職員、また、北海道警察や市役所の青少年健全育成業務担当者等を立入調査員として指定し、条例で定める義務や禁止事項等の遵守について、随時調査を行っております。平成 27 年度の実績は、合計 2,835 件、前年比プラ

ス 210 件となっております。以上でございます。

○寺島会長 ありがとうございます。ただ今、事務局から、平成 27 年度北海道青少年健全育成条例の取組について、報告をいただきましたが、委員の皆様から、ご質問やご意見はございませんか。

○伊東委員 資料の中で、平成 25 年度の有害図書類の指定の実績が無いのはなぜか。

○事務局（伊藤主査） はい、資料の備考欄をご覧いただきたいのですが、平成 25 年度は部会で条例改正の協議を行っていたため、有害図書類の指定実績は無かったものでございますが、平成 26 年度からは、通常どおり有害図書類の指定を行っているところです。

○寺島会長 他によろしいでしょうか。ありがとうございます。それでは、平成 27 年度北海道青少年健全育成条例の取組につきましては、以上といたしまして、続きまして、報告事項の「イ」でございます。平成 27 年の少年非行等の状況について、事務局から、報告をお願いいたします。

○事務局（坂口主幹） 平成 27 年中の少年非行等の状況について、資料をもとに説明をさせていただきます。お手元の「資料 2-1 平成 27 年中の少年非行等の状況について」をご覧ください。資料は、北海道警察のホームページ等で公表されている統計を基に作成しています。

それでは、1 の「非行少年の状況」からご説明いたします。「非行少年」とは、少年法及び少年警察活動規則で定義付けをされており、犯罪少年、触法少年、ぐ犯少年この 3 つの少年を合わせて非行少年と呼んでおります。

「犯罪少年」は、罪を犯した少年のことを、「触法少年」は、14 歳未満で刑罰法令に触れる行為をした少年のことを、「ぐ犯少年」は、保護者の正当な監督に服しない性癖があるなど一定の事由があり、かつ少年の性格又は環境に照らして、将来、罪を犯し、又は刑罰法令に触れる行為をするおそれのある少年のことを言います。「不良行為少年」は、今お話しした非行少年には該当しませんが、飲酒、喫煙、深夜はいかいなど、自己又は他人の徳性を害する行為をしている少年のことを言います。

その非行少年の状況ですが、平成 27 年中の非行少年の総数は 1,746 人、前年と比較するとマイナス 390 人と減少しております。単年比較では減少しておりますが、それだけでは非行情勢が見えにくいと思ひまして、もう一つ資料をご用意いたしました「資料 2-2」をご覧ください。

これも道警のホームページで公表されているものでありますが、平成 18 年から 27 年までの、最近 10 年間における推移をグラフで表したものになります。このグラフを見ていただきますと、平成 27 年の非行少年総数が単年比較で減少しただけではなく、10 年前から全体的に減少し続けているということがわかります。10 年前の平成 18 年には約 4,400 件あった非行少年数が、平成 27 年には約 2,700 件減少し約 1,700 件に。減少率は、10 年前と比べ約 60%も減少していることがわかります。わずか 10 年でなぜ、半分以上まで減少したのか。減少要因は一概に言えるものではありませんが、少年人口の減少や関係機関、青少年健全育成団体等による各種非行防止、地域での見守り活動など健全育成に向けた地道な取組みがこのような減少傾向に結びついているものと考えております。

しかしながら、一方で、スマートフォン等の急速な普及により、インターネットの利用を起因とした少年犯罪が潜在化し、表に出にくくなってきているというのも事実であります。例えば、インターネットを利用したわいせつ画像の送受信が容易になったことで、そのわいせつ物を頒布する犯罪が急増していたり、コミュニティサイトを利用したことによって裸の画像を送らされたりする福祉犯被害も増加傾向にあるなど、スマートフォン等が普及していなかった時代と比べると、少年犯罪も質を変え潜在化してきているように感じます。

今後ますますスマートフォン等が普及し、利用する青少年も低年齢化してインターネットを利用したトラブルや犯罪被害に遭うケースが増えることも十分予想されますので、一層ネット対策を進めていく必要があると考えております。なお、今年に入ってからの非行少年の状況ですが、8 月末時点で 799 人、

前年同時期と比べるとマイナス 230 人、約 22.4%減少しており、本年も引き続き減少傾向が続いている状況となっております。

それでは資料 2-1 にお戻りください。次に、非行少年がどのような犯罪を、犯しているのか説明していきたいと思えます。まず、はじめに刑法犯罪、いわゆる刑法に規定されている犯罪ですが、この表を見ますと、窃盗犯が圧倒的に多いのがわかると思えます。この刑法犯罪全体で 1,573 人のうち 937 人、約 6 割が窃盗犯であり、また、ここには記載しておりませんが、その中でも特に多いのが万引きで 614 人、窃盗犯全体の中で万引きの占める割合は約 6.5 割となっております。万引きは、一般的に動機が比較的単純でかつ、犯行が容易であるため、本格的な非行の初期的段階、いわゆる初発型非行と呼ばれております。この初発型非行がエスカレートしていくと、ひったくりや強盗などのさらに悪質・凶悪な犯罪へと手を染めていくこととなります。

刑法犯罪の中で次いで多いのが、「その他」に含まれますが、占有離脱物横領で約 270 人、その他全体の約 7 割を占めております。占有離脱物横領というのは、例えば、路上に放置してある所有者の分からない自転車を盗む行為などをいい、この横領が大半となっております。

次に、刑法犯罪の学識別ですが、中学生が最も多く、次いで高校生となっております。中学生と高校生あわせて全体の約 57%、半分以上を占めていることがわかります。以前は、高校生が最も多かったのですが、現在は逆転し中学生の方が最も多い状況となっており、低年齢化が顕著に表れていることのひとつだと言えます。

次に、不良行為少年、つまり非行少年には該当しませんが、飲酒や喫煙、深夜徘徊などの不良行為を行った少年のことですが、この総数につきましても前年対比でマイナス 706 件と、非行少年同様減少している状況となっております。

では、最近 10 年における推移はどうなっているのか、先ほどご覧になりました資料 2-2、半分から下、不良行為少年の推移というところをご覧ください。このグラフを見ていただくとわかり、9 年連続で 14,000 人を超えており、1 の非行少年の推移とは異なることがわかると思えます。非行少年は、全体的に右肩さがりに減少し続け、10 年前と比べると約 6 割減少したのに対し、不良行為少年は、増加と減少を繰り返しながらも、10 年前と比べると約 1.5 割増加しております。行為別では、深夜はいかいが最も多く、これが全体の約 35%、次いで喫煙が全体の約 30%、飲酒が約 10%と続いております。

また、全体の数が減少している中、一部「飲酒」と「家出」この 2 つが増加していることも特徴的となっております。少年人口は大幅に減少し、非行少年も大幅に減少している中で、不良行為少年の数だけ 10 年前と比べ増加し、依然として高止まりの状態となっていることから、いつ増加に転じてもおかしくない、予断を許さない厳しい状況となっていることがわかります。

次に、薬物乱用少年の状況ですが、前年対比でプラス 1 件と高止まりの状態となっております。一時期世間を大きく騒がした危険ドラッグについては、警察等の取り締まりにより現在、北海道内に店はなくなりましたが、取り締まりが厳しくなった分、インターネットでの販売が懸念されているところであり、取り締まり機関においてもネットパトロール等を強化し、薬物乱用の未然防止を図っていると聞いております。

最後に、3 の「福祉犯の被害状況」ですが、被害少年は 201 人で、前年に比べ約 27%減少しております。

また、被害少年 201 人のうち、女子が 170 人と、全体の約 8.5 割を占めており、圧倒的に女子が被害に遭うケースが多い状況となっております。学識別では、高校生が約半数、全体の約 48%と最も多く、次いで中学生が約 28%と続いております。加えまして、福祉犯被害にあった少年のうち、コミュニティサイト等を利用して犯罪被害にあった少年は 71 人で、全体の約 35%を占めており、インターネットのコミュニティサイト等を利用して被害に遭っている少年が依然として多く、憂慮すべき状況が続いております。参考までですが、今年に入ってから福祉犯の被害状況は、8 月末時点で 114 人、昨年同時期と比べまして、12 人減少している状況ではありますが、福祉犯被害のうち、コミュニティサイトや出会

い系サイトを利用して被害に遭った少年の割合については、約6%増加している状況であり、引き続き関係機関、団体等と連携し、青少年やその保護者等に対し、適切なインターネット利用に関する啓発活動等を実施していきたいと考えております。

以上で、平成27年中の少年非行等の状況に関する説明を終わります。

○寺島会長 はい、ありがとうございました。ただ今、事務局から「平成27年の少年非行等の状況について」、報告をいただきましたが、委員の皆様から、ご質問やご意見はございませんか。

○伊東委員 表の1番の3番目の不良行為種別のその他の中身は何でしょうか。けっこう数多いですよね。

○事務局（坂口主幹） 例えば、不健全異性交遊といいまして、カラオケボックスや、大人の目の届かないところで、男女の学生が身体を密着させるなど、性的行為のようなものを行っている、そういった不健全異性交遊も、その他に入っている状況であります。

○寺島会長 ありがとうございます。ほか、いかがでしょうか。

○伊東委員 2つほど教えて欲しいのですが、ここの件数というのは、人なのでしょうか、それとも件数なのでしょうか。例えば、徘徊して喫煙し、1人の人が飲酒していたらこれは1、1、1、とカウントするのでしょうか。

○事務局（坂口主幹） 人の数としてカウントしております。

○伊東委員 人の数ですか。そうすると3つの行為を仮に一人がやっていたら、どういったカウントの取り方になるのでしょうか。徘徊して、路上で飲酒しながら喫煙をしていたら、どういったカウントの取り方になるのでしょうか。

○事務局（坂口主幹） そのように同時に不良行為を行った場合は、主たる不良行為と従たる不良行為に分けて、主の不良行為を1人としてカウントしています。

○伊東委員 あくまでもここに出ているのは、人と理解して良いのでしょうか。人が増えている、減っていると理解すれば良いのですね、わかりました。あともう1点ですが、テレビでよく、本州では凶悪な犯罪などが増えていて、殺人まで至っているのが最近多いのかなという気がしてテレビを観ているのですが、ここにある凶悪犯というのが22件あるのですが、どんな傾向にあるのでしょうか。

○事務局（坂口主幹） 凶悪犯といいますのは、殺人、強盗、強姦、放火の4罪種になりますけれども、申し訳ございません。今、手元に詳細な内訳の数字を持っていないため、後程確認し、ご説明させていただきますと思います。

○高橋委員 少し重ねる形になるのですが、1名が1年のうちに複数回、不良行為の深夜徘徊を行った場合は、先ほどの話だと1件になるのでしょうか。

○事務局（坂口主幹） 同一の少年がある時期に、1つ不良行為で補導されました。そしてまた別の時期に同じ少年が不良行為を行って補導された時には、1、1と別ではなく、これは2人というカウントをしております。同じ時期に酒を飲んで、煙草を吸っていれば、これは主の不良行為を捉えて、1人

とカウントをしています。

○高橋委員 先ほどのお話の中で、青少年の母数が減っているというお話があったのですが、最近、10年でみた場合、割合でみた場合はどうなのでしょう。

○事務局（宮岡青少年担当課長）青少年の母数自体もちろん減っているのですが、犯罪は6割以上、減っていますので、そこまでは母数は減っていないです。

○事務局（盛本主査）10年前との比較は手元にないのですが、以前出した国勢調査ベース、5年に一度のそれと比較する分では、比例して減っていくというよりは、それ以上に減っているという印象です。データにつきましては、後ほどまた何かの形で、示していければよいと思います。

○事務局（坂口主幹）手元に、先ほどの凶悪犯の資料がございましたのでご説明させていただきたいと思います。昨年の凶悪犯につきましては、強盗が13件で一番多い状況となっております。他には殺人、放火、強姦につきましては、1桁台ということで横並びの状況となっております。

○寺島会長 ありがとうございます。ほか、いかがでしょうか。

○熊谷委員 資料は北海道警察ですか。

○事務局（坂口主幹）はい、そうです。

○熊谷委員 地域的には、どの地域が多いとか少ないとかあるのですか。明らかに札幌地区が多いと思うのですが、他に目立ったような地域はあるのですか。

○事務局（坂口主幹）地方別の詳細な件数につきましては、警察の方ではデータとしてはあるのですが、公表はしていないという状況でございます。

○寺島会長 今、把握は、なさっていないということですね。

○事務局（坂口主幹）はい、そのとおりです。

○熊谷委員 公表はしないのですか。道警としては。

○事務局（宮岡青少年担当課長）私どもがお答えする立場にはないのですが、過去においても公表されておられませんし、おそらく今後も数字の公表の予定はないと伺っております。

○熊谷委員 このあと、対策としては、どこを重点的にするか、我々が関知しないということですか。

○事務局（宮岡青少年担当課長）一般論として、やはり人口の多い地域での発生頻度が高いということはいえると思いますので、そういったところを中心に考えているところでございます。

○寺島会長 ありがとうございます。他にご質問等はございませんでしょうか。よろしいでしょうか。では、続きまして、報告事項の「ウ 平成28年度有害図書類の指定状況について」、事務局から報告をお願いします。

○事務局（伊藤主査） はい、資料3をご覧ください。平成28年度有害図書類の指定状況についてですが、資料の一番下に記載のとおり、社会環境整備部会の設置要綱の中で、部会での議決結果を事後の審議会に報告することとなっておりますので、今年度開催した部会での議決結果をご報告させていただきます。

今年度はこれまで1回、7月27日に部会を開催してご審議していただき、審議の結果、資料に記載の3冊が有害図書類として議決されました。これを受けまして、道では8月5日に北海道公報により有害図書類として告示し、図書組合等の取扱事業者や、警察や検察庁、また裁判所といった機関などにも通知しているところでございます。平成28年度有害図書類の指定状況につきましては、以上でございます。

○寺島会長 はい、ありがとうございます。ただ今、事務局から「平成28年度有害図書類の指定状況について」、報告をいただきましたが、委員の皆様からご質問やご意見はございませんでしょうか。

○伊東委員 インターネットで販売されている本は、該当するのでしょうか。

○事務局（伊藤主査） 私どもが所管しております北海道青少年健全育成条例は、北海道内をその適用範囲としております。インターネットにつきましては、地域を越え、また国を越えるものでございますので、部会での審議の対象外とさせていただいているところでございます。

○事務局（宮岡青少年担当課長） 補足させていただきますと、条例はあくまでも、根拠が当該都道府県にあって、販売対象が当該都道府県にあるもの、北海道の場合、北海道をエリアとしたものにししか効力を許さないものですから、そういう意味では、直接的に条例に基づいた何かを課すということではできません。ただやはり、ネットでの販売も問題だと思っておりますので、フィルタリングの利用促進ですね、やはり現状ではそこを押ししていくしかないのかなと考えており、取組を強めていきたいと考えているところでございます。

○寺島会長 ほか、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。それでは引き続きまして、次の報告事項に移ります。「エ 平成28年度北海道青少年健全育成基本計画（どさんこユースプラン）推進状況について」でございます。こちらにつきましても、事務局から報告をお願いいたします。

○事務局（盛本主査） 青少年グループの盛本と申します。よろしくお願いたします。平成28年度北海道青少年健全育成基本計画（どさんこユースプラン）の推進状況につきまして、説明いたします。

まず、資料4のカッコで参考と書かれたペーパー1枚ものをご覧ください。はじめに、改めまして、どさんこユースプランの位置づけについて説明いたします。道におきましては、青少年の健全育成を進めるために、「北海道青少年健全育成条例」を制定しており、基本的にこの条例の理念に沿って、青少年施策を進めております。条例のもとで、具体的に道の各種施策を取りまとめたものが、北海道青少年健全育成基本計画（どさんこユースプラン）となっております。条例第9条では計画を策定すること、第12条では毎年の施策の実施状況の公表について規定しております。

続いて(2)ですが、基本計画第5章の推進体制として、アの庁内における総合的な推進について、昭和40年に設置いたしました「北海道青少年健全育成推進本部」におきまして、知事部局間だけでなく教育委員会及び警察と緊密な連絡調整を図り、推進本部が中心となって総合行政を推進することとしています。

次のイの施策の実施状況等の進行管理についてですが、基本計画では、施策について、推進状況を把握し、推進本部を中心に適切な進行管理に努めることとしています。条例第12条の規定と、計画第5章の規定に基づいて、施策の推進状況を把握し、適切な進行管理を図るため、推進本部が中心となって、毎年度、推進状況をとりまとめ、公表しているものです。

2の基本計画「第5章 推進体制」のイメージは、基本計画第5章の記載事項を整理して、参考まで記載したものです。これについては特に説明いたしませんので、後ほどご覧いただければと思います。

それでは、資料4に戻ります。先ほど参考資料で説明いたしましたとおり、基本計画では、庁内における総合的な推進体制であります推進本部を中心に適切な進行管理をすることとしており、また、条例第12条では、施策の実施状況を公表することとしております。これらの規定に基づき、関連事業を取りまとめ、推進状況として公表しております。既に、6月22日からホームページで公表しているところではありますが、この機会にあらためて委員の皆様にご報告させていただきます。

推進状況の構成につきまして、1の推進状況調書の概要で説明いたします。(1)ですが、1ページの方には、基本計画に規定します目的や基本方針などを体系化いたしました、「施策の基本的方向と体系」を掲載しております。欄外には該当事業番号を付記しております。2ページと3ページにつきましては、主な取組毎に事業費をまとめております。これらにつきましては、再掲分を含みます。また、合計欄は再掲を含まない数字となっております。4ページから59ページにつきましては、各事業の内容を主な取組毎に記載しております。60ページ、61ページにつきましては、主要な指標あるは参考指標について、毎年あるいは毎年度の実績値を記載しております。

次に、平成28年度の概要についてですが、(1)に記載しております、引き続きマイナスシーリングによりまして、各事業予算は前年比で概ね減となっております。(2)ですが、しかし、経済対策、母子家庭対策、特別支援教育など喫緊の課題に対する事業は大幅に増となっております。(3)についてですが、全体といたしましては、平成27年度比で15億872万1千円、率ではプラス0.88%の増となっております。

3番の、特徴的な事業について説明いたします。(1)は大幅に増額した事業、(2)は大幅に減額した事業を特徴的なものとしてそれぞれ上位6件ずつ記載しております。

はじめに、(1)として大幅に増額した事業について説明いたします。事業番号179番 中小企業総合振興資金につきましては、プラス13億7千3百万円、率ではプラス1.1%の増となっており、内容としては、新規融資枠の増額などによる事業費の増となっております。

事業番号211番 母子家庭等自立支援給付金支給事業費は、プラス6億1千6百14万4千円、率ではプラス2,691.1%の増となっております。この事業は大幅に増額してありまして、内容といたしましては、新たな母子家庭対策として入学準備や就職準備などそういった資金貸付事業を新たに追加したことによります。

事業番号229番 特別支援教育就学奨励費は、プラス8千1百74万4千円、率ではプラス7.6%の増となっております。内容といたしましては、就学奨励費の支給見込額の増額によります全体の事業費の増となっております。

次に、(2)の大幅に減額した事業について説明いたします。事業番号195番 公立高等学校生徒奨学事業費（奨学資金貸付）ですが、こちらはマイナス4億5千2百87万円、率ではマイナス6.6%の減となっており、内容といたしましては、修学資金等貸付内容の見直しに伴う事業費の減となっております。

事業番号199番 私立高等学校等生徒奨学事業費は、マイナス2億8千8百82万1千円、率ではマイナス2.2%、内容としては、こちらも修学資金等貸付内容の見直しに伴う事業費の減となっております。

事業番号72番 地域子ども・子育て支援事業（放課後児童健全育成事業）につきましては、マイナス1億8千8百72万2千円、率ではマイナス8.5%となっており、内容といたしましては、支援内容の見直し、また、支援見込みの減ということで事業費が減となっております。

次に、(3)ですが、子ども青少年グループが取り組む事業について記載しております。事業番号51番 青少年健全育成促進費のうち青少年育成推進事業費補助金についてですが、こちらは公益財団法人北海道青少年育成協会が取り組む事業に対する補助金となっております。補助対象経費には事業に取り組むための人件費が含まれてありまして、プラス分はその人件費の増に伴うものでございます。

その他、非行対策特別対策事業につきましてはマイナス15万1千円、率では5.2%、すこやか若人推進事業費につきましてはマイナス8千円、マイナス0.7%ということとなっております。

また、こちらの資料には掲載しておりませんが、基本計画に定めます指標等につきましては、60ページと61ページ、本文の方にそれぞれ掲載しております。

一部の項目につきましては集計中となっておりますが、こちらの数字が明らかになり次第、随時、ホームページで公開していきたいと考えております。

以上で、推進状況についての報告を終わります。

○寺島会長 はい、ありがとうございました。今、ご説明の中でありましたように、資料4の一番下の3の(3)の青少年グループ事業のすこやか若人推進事業費につきましては8千円の減でございますので表の一番下の最後の数字はプラス0.7%となっておりますが、説明の中で訂正がありましたように、マイナス0.7%であるということでした。それでは、ただ今事務局から北海道青少年健全育成基本計画（どさんこユースプラン）の推進状況につきまして報告いただきましたが、委員の皆様からご質問、ご意見ございませんでしょうか。

○伊東委員 よろしいですか。基本計画なので関連している予算を全部調べ上げるというのは、重々それを理解しているのですが、その年にミクロ的に考えてですね、例えば自分の中の疑問、教育関係で思うところはお金がなく中途退学しなくてはならない人が一体、どのような状況にあるのだろうか、というようなことが真っ先に教育に関しては疑問を持つのですが、そういった統計や資料というのは作れないものなのではないでしょうか。

○寺島会長 いかがでしょうか。

○事務局（盛本主査） 中途退学者のその後の・・・

○伊東委員 いえ、原因が、お金がない、学費が払えないから中退せざるを得ない、というような因果関係を分析するようなものは作れないのだろうかという。総額でこれだけのお金をかけているというのは総体としてわかるのですが、もう少し細かいところで考えていくと、その人に起因する原因というのを追求していくようなデータというのは作っていかなくていいのかなという気がして聞いているのですけれども。

○事務局（宮岡青少年担当課長） 委員ご指摘のような形の詳しい資料は、道教委としても実はまだ作っていないと思います。ただ、おっしゃる趣旨は重々わかりますので、最初にお話しいただきましたようなミクロ的な観点からも、という視点を参考にさせていただきたいと思います。

○寺島会長 ほか、いかがでしょうか。

○家守委員 資料番号4の3特徴的な事業の(2)大幅に減額した事業ということで、ア「公立高等学校生徒奨学事業費」とイ「私立高等学校等生徒奨学事業費」があるのですけれども、内容的には公立、私立という区分けがあって、奨学資金の貸付は同じだと思うのですけれども、結構、額が下がっているのですが、減額した背景などがあれば教えていただきたいのですが。

○事務局（盛本主査） 減額した背景ですが、まずは全体に就学者数は、見込みとしては増えているのですが、小中高ごとに必要な、例えば、教科書の購入費ですとか学校の給食費ですとか、交通費ですとか、そういったものの項目ごとに積み上げていったときに、たまたま人は増えているのですが、金額としては見込みとして、全体的に減っていることになっておりまして、今まで必要だったものを消してということではなくて、必要な部分を積み上げていくと、たまたま公立であれば、昨年比6.6%、私立であれば、マイナス2.2%減になったということになっております。

○寺島会長 いかがですか。

○家守委員 追加しても良いですか。高校生の中学から進学している人数は増えているという、理解でよろしいのでしょうか。

○事務局（盛本主査） ごめんなさい。(1)のウの話を間違っしてしまいました。整理します。

○事務局（宮岡青少年担当課長） 一言で説明するのは非常に難しいですが、そもそも、貸付月額単価自体の見直しがあったところで、その背景となる、例えば条件の見直しもあって、結果として一人当たりの貸付貸与月額が平均して下がったことによる減少かなど。明確ではないのですが、従前、貸与月額が自宅の方が、3万円が1万8千円とか、自宅外の方が3万5千だったのが2万3千になったり、貸与の条件等で単純にスライドはできないのですが、大きな要因としては単価の見直しによるものではないかと資料から推認できるところでございます。

○寺島会長 いかがですか。

○家守委員 はい、わかりました。

○日置委員 昨年も同じ話をしましたが、事業をやった成果というか内容が示されていて、金額だけが出てしまうので、金額が減った、増えたということしかわからないのですが、こういった事業の金額的なものではなく質的な評価というのが大事だなと、そういう質的な評価で次はどうしようか、ということ、計画を含めて考えるのではないかと思うのですが、この表記で行くと名前があって、概要があつてお金が出ているというところで、何のためにやっているか、目的がこの事業が何を達成するために、この事業をやっているのか、目的、狙いがはっきりしていないと何ともいえないというのが見る側としてはあつて、なので、こういった一覧にするときも、何か狙いがあつて、それに対してどうだったかというのがあると少し評価がしやすいのかなと。

そういった取組、やった事業の数字以外の、評価というものを総括して最後の方に数値の目標というものが出ているのですけれど、やはりその一つ一つの事業がどういう効果が達成出来たのか、というあたりは、普段どのように質的な評価をしているのかというのが1つ。

もうひとつは、所轄部局というのがここに書かれておりますが、見たところ単一の部局がやっているものが羅列されているが、今、民間でも協働とか連携とかそういうことが重要で、似たようなことを別の部署でやっているというようなことがあると思うが、そういったことを、部局をまたいで、連携で1つの取組をやるとか、あと、お互いに部局の違うところの事業をお手伝いするとか、評価をすとかという機会というのが今後、予算のことを考えても必要なのかなと思うが、そういった取組は今まで同じ似たような事業と一緒にやりましょう、ということはないのか、の2点について教えてほしい。

○事務局（盛本主査） まず、事業の質的な評価についてですが、一つ一つの事業ということでありませけれども、今、お話しの中にもありましたが、これらの事業を実施することによりまして、最後の60ページ、61ページに記載されている評価というやり方をしてきております。この評価については、次回の計画の見直しの際に、新たに、どのように評価していくかということを引き続き検討していきたいと考えております。

また、もうひとつ評価の部分ですが、道庁では毎年、事業の評価を行っております。施策の評価もしておりますし、個別の事務事業の評価もしております。それぞれの事務事業、あるいは施策については、そちらの方での評価ということにもなりますので、次回以降どのような形で、報告していくかということもまた引き続き検討していきたいと考えております。

次に、部局間の連携のことですが、予算要求をするのは、各課ごとになっておりますので、課の名前を書いております。例えば、食育ですとか木育、魚食の部分ですね、こちらにつきましては、例えば食育につきましては、農政部だけではなくて、魚食とあわせて水産林務部、あるいは総合政策部なりと相互に連携して進めているところでございます。どのように連携したかは、確かにこの部分ではわかりにくいので、どこが予算要求をしたとしか書いていないという問題点がありますので、この部分につきましても、どういった連携が図られていたのか、ここに記載するか、しないかはまた別ですが、今後の課題として検討していきたいと考えております。

○日置委員 個別の評価みたいなのは道庁の中では、しているのでしょうか。

○事務局（盛本主査） 道庁の中ではして、ホームページでは出しているのですが、ただそれ自体が正直、あまり知られていないところもありますので、個別に評価を行い、一応、全ての事務事業の評価について、ホームページで、少なくとも平成21年くらいからは毎年、随時公表しています。

○日置委員 連携もしているところがある、そういうところがあると、それと評価みたいなのがあるとそれと連携している効果が高いのかどうかわかる・・・

○事務局（盛本主査） 連携の部分についても、平成28年の評価の中でどういった連携をしているかという項目も新たにできましたので、その中で具体的にこういうものと正直、話がもうちょっと大きくなってしまいますので、ここここが、こういう取組をしているという書き方に今あらためておりますので、28年度のもの是一部先行しているものは出ていると思いますので、後ほど「北海道 施策評価」なり「政策評価」なりという単語で検索していただければ、現時点のことが出ております。

○日置委員 今後のお願いというか提案で、一覧も良いのだが、こういう場で話しをしてもらった時に、例えば、この事業はよかった、逆にこれはやってみたがあまり効果が見られなかったなど、そういう例みたいのがあるとこちらも意見が言いやすいのかな、という風に感じます。

○寺島会長 ありがとうございます。他に、ご質問等はございませんでしょうか。

○寺島会長 それでは続きまして、報告事項のオ「若者意見の政策反映に向けた取組方策について」につきまして、事務局からご報告をお願いします。

○事務局（盛本主査） 若者意見の政策反映に向けた取組方策について、説明いたします。若者意見の政策反映に向けた取組方策につきましては、昨年度の第1回審議会以降、ご意見をいただいているところですが、今年度の取り組みにつきましてご報告させていただきます。資料5で説明いたします。

道では、北海道の未来を担う若者の意見を道政に反映する仕組みづくり等に向けて、効果的な意見聴取の方法を検討しております。平成27年度に実施したアンケートにつきましては、若者意見を聴取する方法として定型フォーム入力方式を望む回答が多くありました。しかし、会議やSNSの利用など、双方向での議論の深化を望む声も全体の1/3ありましたことから、平成28年度につきましては若者による意見交換を試行しようというところでございます。お手元の資料5（参考）をご覧ください。こちらは、昨年の取り組みを中間まとめとして、今年3月の審議会でご報告いたしました「若者世代の意見の聴取と道政への反映方策の検討（中間まとめ）概要版」でございます。

裏面のローマ数字のIV若者意見の募集に係るアンケート調査（試行）の実施のうち、2の調査手法について、あらためて説明いたします。(1)にはメリットとして、「インターネットを活用した定型フォーム入力方式を望む回答が半数」と最多である旨を記載しております。さらに「8割の方が今後もインターネットの活用を求めて」おり、内訳といたしましては、ネットによるアンケートが49.2%、電子メー

ルが 2.1%、SNS が 25.2% の合計 76.5% となっております。(2) デメリット・課題などおっしゃることは、
「今回、自由意見も多く寄せられたが、定型フォーム入力方式であるため、多様な意見を十分に聴
取することが難しい。」とし、また、ウ「会議や SNS の利用など双方向での議論の深化を望む回答が
33.3% ありましたが、定型フォーム入力方式ではこの意見に応えることができない。」としております。
こうした昨年度の総括を踏まえまして、平成 28 年度の試行を実施いたします。

それでは資料 5 に戻ります。意見交換の試行に当たりましては、参加者が実際に集まっての会議では
なく、道内のどこにいても参加が可能であるよう、今後を見据えて、SNS (スカイプ) を活用いたし
ます。また、他都府県に対して、若者意見を県政等にどのように反映しているのかといったことにつ
きましても調査を考えております。では、1 の若者による意見交換についてです。

(1) の方法についてですが、スカイプによりまして全道数カ所を接続し、テーマ、こちらは検討中
でございますが、こちらに沿って、参加者同士で意見交換していきたいと考えております。

次に(2)の期待される成果ですが、インターネットを活用したテレビ会議の有用性、例えば、手軽に実
施出来る、あるいは進行方法に改善を要する、など、良かった点、悪かった点が明らかになることを私
どもでは期待しております。

次に(3)の検討経過でございますけれども、平成 27 年度に実施いたしましたアンケート結果から、若
者による意見交換の方法を検討してきましたが、本道の特性であります広域性を考慮いたしまして、イ
ンターネットを活用した意見交換を行うことといたしました。意見交換は、ラインあるいはフェイスブ
ックといった書き込みを主体とした形式ではなく、スカイプを使用してテレビ会議形式で直接、お互い
に意見を言い合うような、そんな意見交換としたいというところでございます。

資料には書いてございませんが、現状を口頭で説明させていただきます。スカイプの接続は 5 回線と
いうところでございますので、全道 5 ヶ所をつなぐことを予定しています。札幌は大麻にあります、北
海道教育研究所を会場として考えております。札幌以外の 4 会場につきましては、限られたつてを頼っ
て、声をかけているところでございます。今後につきましては、今年度の取り組みをまとめ、引き続き、
青少年の社会参画と健全育成に向けた取組を行っていききたいと考えております。

次に、2 の他都府県調査についてでございますが、平成 27 年度は広く若者意見を聴取する手法を調
査いたしましたけれども、平成 28 年度につきましては若者による意見交換について具体的なところを
調査したい、さらに、各都府県においてどう反映させているのか、というところを調査していきたいと
考えております。

想定につきましては、①、②それぞれ記載しておりますけれども、若者によりまして意見交換や交流の
場はどういったものかという内容、あるいは政策へどのように反映しているのかといったところ
を整理していくために各都府県に調査していききたいと考えております。

他都府県調査の昨年の結果につきましては先ほどの資料 5 のなかに入れております。私の方から、若
者意見の政策反映に向けた取組方策については、以上でございます。

○寺島会長 はい、ありがとうございました。ただいま、事務局から若者意見の政策反映に向けた取組
方策について報告いただきましたが、委員の皆様からご質問やご意見はございませんか。

○野村委員 会議の参加者の構成は今後どのように考えているのでしょうか。

○事務局 (盛本主査) 参加者につきましては、昨年、アンケートの項目に学生・生徒、あるいは一次
産業従事者ですとか団体職員ですとかそういった色々な項目がありましたので、今のところ、学生・生
徒から社会人まで広く集めようと思っております。

ただ、会場に限られますのと、さきほどお話ししたように、スカイプ自体が全部で 5 回線が推奨とい
うことですので、平たくいえばパソコンは各地に 5 台、パソコンやタブレットの画面にせいぜい 2 人か 3
人が限度というところがありますので、最大でも 5 会場で二人ずつと考えて、広くたくさんの人とい
よりは、例えば、学生から何人、社会人として会社員の方ですとか農業に従事されている方ですとか、

団体職員ですとかといったところで、10名位を目途に今のところ人選を進めて、実際に学生さんで既に色々な活動をされている方ですとか、つてを頼って農家の方をお願いをしたりですとか、あるいはこういった取組をするので会場やインターネットの機器一式を無料でお借りしたいというお願いをしているところです。

○野村委員 職種とかそういったものは、ばらばらにするのか。昨年のアンケートで公務員の回答割合が多いとの指摘があったが、そういった比率などを考慮せず、とにかく職種をばらすようにしていくということですか。

○事務局（盛本主査） 今回は、昨年に引き続いての試行でございますので、回答割合に応じた職種ではなく、まずは職種をばらしていこうと考えております。

○事務局（宮岡青少年担当課長） 正直、まだ、検討段階ですけれども、高校生、大学生、社会人の中でも一般会社員、団体職員、一次産業従事者そういった形でそれぞれの分野から考えております。正直、一般の方にいきなりお願いしてもなかなか、大変だと思いますので、それぞれ例えば、高校生であれば今のところでは、北の高校生会議という自発的に活動されている団体をご存じかと思うのですが、そういったそれぞれの区分で自主的にご活動されている方々に今、お声がけをさせていただいている段階でございます。

○寺島会長 よろしいでしょうか。他にいかがでしょうか

○高橋委員 スカイク会議は、1回で終わってしまうのか。

○事務局（盛本主査） 今年度については、試行ですので一度と考えております。

○高橋委員 わかりました。その場合、会議の時間の中で、それぞれの背景がありながら、自分の意見を述べるのは難しいと思うが、参加者に対して事前にある程度のアンケートを配付して話すなど、事前の準備は考えているのか。

○事務局（宮岡青少年担当課長） たとえば、今後どういった北海道になってほしいか、まもなく、北海道は、150周年になりますが、どういった事業を望みますかなど、まだ想定ですが、そういったテーマを事前にそれを参加予定者の方にお示しして、当日望んでいただければと構想の段階ですが、考えているところでございます。

○高橋委員 前回、前々回の審議会でも、普段声をあげにくい若者が発言できる機会を確保するよう意見があったが。

○事務局（盛本主査） 前回、前々回の意見を踏まえまして、日置委員を通じて、日常生活を営む上で多少障がいがあった方ですとか、なかなか普段声を上げづらかった方々についてもお声がけをさせていただいて、また、日置委員をはじめ周りの方のサポートをいただきながらサポートする立場の人にも入っていただくことを想定しているところでございます。

○河合副会長 資料では双方向での議論の深化とあり、若者と北海道との間での議論と思われるが、若者による意見交換という意味ではないのでは。

○事務局（盛本主査） まずは、若い人同士で、双方向で議論していただき、議論を通じて純度を上げ

ていくことを考えております。道庁職員が入ると誘導するつもりはなくても、私どもの意思が入ったところで若者同士の議論とは違う結果になりかねないという思いもあり、今回につきましては若者同士の双方向としております。

○河合副会長 それを、まとめるということはするのでしょうか。

○事務局（盛本主査） どこまで関与するかわかりませんが、最終的には出た意見を各部に回して参考にさせていただくことを考えております。

昨年新しい総合計画を作る際にも、若者アンケートの結果を提供して反映しております。

○河合副会長 人選は恣意的との批判は出ないか。

○事務局（宮岡青少年担当課長） 今回は試行ですので、既に活動されている方の中からというように考えております。本格的な運用をしていく段階であれば、公的に一般に募集をかけて参加者を募って、という流れになるかと思えます。

○日置委員 試行であればなおのこと、道政に対してというよりも若者の声をどうやって拾うかというテーマで、今回のスカイプを使った会議で、今後、本格的に実施する際にどのようにすると皆が参加しやすいかなど、そういう議論を多分してもらったほうが、今後のために役に立つのかなと思う。話せる人とあまり話せない人がいたりなど、試行とはいえ運営が大変だと思うので、段取りをしたり、調整することが大事など、今後に生かせるようなやり方を考えた方が良くと思う。

○寺島会長 どうもありがとうございます。ほか、いかがでしょうか。

○高橋委員 さきほどの、日置委員の意見に重ねる形になりますが、スカイプによる会議は非常に難しいということを日々感じておられて、できればファシリテーター、司会者、ファシリテーションが出来る方を、出来れば一番人数が多い場所に1人、可能であれば各場所に、フォローできる大人の方を配置できれば良いのかなと思いました。

○寺島会長 ありがとうございます。その点は、どのように想定されておりましたか。

○事務局（宮岡青少年担当課長） 今は正直、私どもを含め、大人のくくりに入る人は、出来るだけ関わりを持たないよう考えておりますが、ただやはり、札幌会場の中には、コミュニケーションをする中でそういう会議を回すことが出来る方を選定させていただいて、そういう経験が豊富な方が中心になっていただいて、会議を回していただくかなとは考えていたところです。ファシリテーターというところまでは正直考えておりませんでした。逆に私の方からですが、高橋委員は、スカイプを活用した会議の経験はおありでしょうか。スカイプなりSNSを活用した会議。

○高橋委員 私達の部内といいますか、組織外の方とはないが、組織内では使っております。

○事務局（宮岡青少年担当課長） 最大10会場までとは聞いていたのですが、私どもでは、スカイプなどSNSを活用した会議の経験がないことから、今後ご指導をいただければありがたいです。

○高橋委員 はい、お力になれることがありましたら。

○寺島会長 よろしいでしょうか。それでは時間でございますので、最後に私から簡単にお話しさせて

いただきます。スカイプを活用した会議につきましては、先ほどご指摘ありましたように、他大学で行う際には、進行役がけっこう苦勞するようでございますので、会議を回せる方をメンバーに入れるといった、人選のレベルで工夫を考えるというのが事務局からのご説明でした。その点につきましては、アドバイスなどをいただきながら検討していただければと思います。

また、これまでに意見聴取に際しては職種等に偏りがあつたのではないかとのご意見も踏まえて、事務局におかれても多角的な構成を検討いただければと思いますけれども、引き続き、社会人、職種ということだけではなく、年齢的なバランスや、さらに困難を抱えている若者にも加わっていただくなど構成の多元性について、引き続きご検討いただくよう、よろしく申し上げます。委員の皆様からたくさんの貴重なご意見を多数いただきました。引き続き事務局にはこの件を進めていただければと存じます。

最後に、その他として委員の皆様から何かございましたらおっしゃっていただければと思いますが。いかがでしょうか。よろしゅうでございますか。

○寺島会長 それでは、事務局からその他として何かありますでしょうか。

○事務局（坂口主幹） はい。次回の審議会の開催予定でございますが、来年3月の中旬頃を予定しております。また、この後、若干の休憩を挟みまして、平成28年度第2回の部会を開催させていただきますので、部会委員の皆様は、引き続きよろしく願いいたします。

○寺島会長 ありがとうございます。部会委員の皆様におかれましては、大変ご苦勞様でございますが、この後の部会の方もどうぞよろしく願いいたします。

それでは以上で、本日の議事を終了いたします。皆様、大変お疲れ様でございました。

4 閉会

○事務局（宮岡青少年担当課長） 寺島会長、ありがとうございます。また、審議会委員の皆様、本日は、お忙しい中ご出席をいただきまして、また活発なご披露していただきまして、誠にありがとうございます。

以上をもちまして、平成28年度第1回北海道青少年健全育成審議会を閉会させていただきます。皆様、大変お疲れ様でございました。

以上